



# アフリカ知的財産ニュースレター Vol.32

## はじめに

本号では、アフリカの経済および在外投資に関する最新事情を論じた上で、アフリカのいくつかの国々における知的財産関連の展開に注目する。その中には、潜在的重要性を持つ最近のケニア情勢が含まれる。

### 経済成長ーエチオピアが首位に

2018 年 4 月 24 日の CNN レポートによれば、今アフリカで最速の経済成長を見せているのはエチオピアで、今年の成長率は 8.5%と予想されている。エチオピア経済においては製造業が重要な役割を果たしているが、それに加えて同国は現在、巨大ダムや鉄道網を含む大規模なインフラ整備プロジェクトを展開しつつある。製造業の分野で低賃金の労働力を求める企業にとって、エチオピアは重要なターゲットとなるかもしれないと示唆する声もある。経済成長率でエチオピアに続く国々は以下のようになっている。

- コートジボワール(現在ココアと生力シューナッツの輸出国として世界のトップに立っており、成 長率は 7.4%と予想されている)
- ルワンダ(同国はサービス集約型・知識集約型の経済を目指して奮闘しており、成長率は 7.2% と予想されている)
- セネガル(漁業、鉱業および農業を経済基盤としており、成長率は7%と予想されている)
- タンザニア(成長率は 6.4%と予想されている)
- ガーナ(石油生産の分野で勾配の急な右肩上がりの傾向を示しており、成長率は 6.4%と予想されている)
- ベナン(成長率は6%と予想されている)
- ブルキナファソ(成長率は6%と予想されている)

アフリカ最大の経済圏であるナイジェリアの成長率は2.1%、南アフリカは1.5%と予想されている。

#### 在外投資一目下拡大中

南アフリカのケープタウンで開催された国際法曹協会(IBA)の年次総会に関するレポート記事が、最近 LegalBrief 誌に発表された。この記事では、アフリカの興味深いビジネストレンドがいくつか示されている。

- 2016年の景気後退を経て、最近のアフリカでは吸収合併(M&A)の動きが顕著な増加を示している。
- M&A の増加が特に目立つのはナイジェリアであるが、アフリカを世界の他の地域と結びつける上で、4 つの国(ケニア、モロッコ、ナイジェリア、南アフリカ)が重要な役割を演じている。
- 実現した吸収合併の性質には変化が見受けられ、鉱業・エネルギー部門から技術、メディア、 電気通信の分野にシフトする傾向がある。
- フランス語圏のアフリカ諸国はますます在外投資家を惹きつけるようになっている。
- 南アフリカについては最近の政治情勢が重要な役割を果たしている。現大統領シリル・ラマフォサが勝利した選挙以来、南アフリカは以前にも増して魅力的な投資先となりつつある 最近開催された「日本・アフリカ官民経済フォーラム」には新大統領が登場し、南アフリカに投資するよう日本企業に説明していた。





#### 伝統的知識

伝統的知識と先住民族の権利に関わる問題が、他の地域に比べてアフリカの人々に大きな影響を及ぼしていることは間違いないだろう。これらの問題を重視する動きが強まりつつあることは、国際商標協会(INTA)が「先住民の権利に関する委員会」(Indigenous Rights Committee)を設置しているという事実からも見て取れる。同委員会は 2017 年に最初の任期を満了した。この INTA の委員会は、同じINTA のプロボノ委員会(Pro Bono Committee)や世界知的所有権機関(WIPO)と協力し、先住民族にプロボノ活動(専門スキルを活かした社会貢献活動)を提供する方法について協議してきた。最近INTA が刊行した「INTA Bulletin」は、WIPO 伝統的知識部のディレクターである Wend Wendland 氏のインタビューを掲載している。この記事の中で Wendland 氏は、いくつかの指摘と提言を行っている。

- 知的財産ポリシーの立案者は、先住民族が知的財産に関して抱いている否定的な見方 知的財産をソリューションではなく問題として認識している人が多い に対処すべきである。知的財産とは、伝統的知識を公共の財産に取り込むことによってそれら知識の不正な利用を可能にするものだ、と思われているのである。
- 先住民族の創造性の恩恵を被っているブランド権利者は、関連の先住民コミュニティと深く関わり、先住民たちが自らの創造活動から利益を得られるようにすべきである これについてはケニアのマサイ族に関する複数の成功例がある。
- 伝統的知識の不正な使用はしばしば当該知識を生み出した国以外の場所で行われるため、伝統的知識を国際的に保護するための国際機関が設置されるべきである。
- ◆ 先住民族にとって知財制度をより近づきやすいものにする方法(意識啓発など)が存在する。
- WIPO は、先住民コミュニティの代表が WIPO の会合に出席することを認めるようになってきている。
- プロボノ活動による専門家の手続代行や教育研修等を通じて、先住民族がより利用しやすい 商標制度を作っていく上で、INTA は貴重なパートナーである。

#### ケニア - 特許・意匠法の改正案

2018 年 4 月 10 日、ケニア当局は「2018 年制定法(一般改正)法案」と称される法案(以下「改正法案」という)を発表した。この法案はいくつかの法律を改正するものであり、特許、実用新案および意匠に適用される「2001 年産業財産法」もその中に含まれる。今回提案された改正点は以下のようなものである。

- 改正法案は、「産業財産法」に含まれる定義を憲法に合致させている。
- 当業者による発明の生産、使用又は評価を可能にするため、特許出願人は、発明を実施するための「ベストモード」(最良実施態様)を完全、明瞭、簡潔かつ正確な文言を用いて開示しなければならない。発明の記述には、図面等や(微生物や自己複製物質が発明の理解に不可欠である場合には)関連の寄託微生物等が含まれていなければならない。
- ARIPO の「ハラレ議定書」に基づいて付与された特許、実用新案および意匠に関する権利、権利放棄、取消および侵害について定めた規定が、旧法よりも明瞭化された。
- 改正法案には、共有権に関して、第三者は専ら共有者の許可を得て一定の行為をなしうるの みである旨が規定されている。
- 改正法案により、「意匠」という用語は、製品の形状、形態、模様又は装飾に含まれる一又は複数の視覚的な特徴の結果として生じた製品全体の外観を意味することとなった。また、「製品」という用語は、人手、工具又は機械を用いて製作された物全般を意味することとなった。専ら技





術的結果を得るのに役立つのみの意匠や、製造又は構造に関わる方法又は原則には、意匠保護は適用されないことになる。

- 意匠の新規性に関する規定が変更された。登録出願された意匠がその出願日以前または(登録出願の優先日が適用される場合には)優先日以前にすでに世界のいずれかの地域で公開その他によって公衆に開示されているか使用されている別の意匠と全体的な印象として同一でなく、かつ、実質的に類似していない場合、出願意匠は新規とされる。
- 以下のものは意匠としての登録適格性を除外される: (a)公序良俗に反する意匠; (b)純粋に芸術的な性質の彫刻、建築、絵画、写真その他の創作活動による作品。
- 意匠の登録出願に図面、写真、図画表現又は見本が伴っている場合、それらは当該出願の公開まで極秘とされる旨の規定が設けられている。

## ケニア - 模倣品取締法について提案された改正

改正法案はさらに、「2008年模倣品取締法」に関する重要な改正を提案している。

- 模倣品取締機関(Anti-Counterfeit Agency)の名称が、改正法案では「模倣品取締局」(Anti-Counterfeit Authority)となっている。この変更がどのような影響を及ぼすかについては現時点では不明である。
- 最大の変更点は、デュアル商標登録制度の創設である。最も重要なポイントを以下にまとめる。
  - 法改正後は、ケニアに輸入される商品に関係する商標すべてを模倣品取締局に登録 することが義務づけられる。当局に登録されていない商標を表示した商品をケニアに 輸入する行為は、輸入者の犯罪とされることになる。
  - 知財庁への商標登録(おそらくケニアでの登録)が保護の前提条件となる。
  - 模倣品取締局への登録手続は有償となる。出願人は、商品の製造地を明示し、見本を 提供し、外国の公認商標使用者の識別情報を開示し、商標登録証を提出した上で、一 定の料金を支払うことになる(商標登録が複数の分類にまたがる場合、模倣品取締局 の登録手数料は分類ごとに徴収される)。
  - 模倣品取締局への登録の有効期間は1年間又は商標登録の残余期間(いずれか短い方の期間)となる。商標の所有権に変更があった場合、その変更の登録が要求される。商標権者の名称が変更された場合も同様である。
  - 模倣品取締局への登録に関する規定は商標のみならず「*著作権、商号その他の知的 財産の諸形態*」にも適用される。ただし、ケニアでは知財庁への著作権の登録制度は 存在しない。
  - 当局は、輸入される商品が該当規定に適合していることを確認した上で、模倣品取締のための識別標識となる「証明マーク」を輸入者に発行する。この発行に際してさらに料金が要求される。当局は、反模倣品マークが表示されていない輸入品を押収・廃棄する権限を有する。
- 改正法案では新たな犯罪が規定されている。その中には知的財産とほとんど関係ないものもある。原材料以外のノーブランド商品をケニアに輸入する行為は犯罪に相当することになる。また、「ケニアに輸入される特定の商品に内在する品質又は知的財産権」を申告しなかったり、虚偽の申告を行ったりすることは犯罪とされる。





• もっと一般的な改正もある。例えば、模倣商標の構成要件に関する規定はだいぶ明瞭なものとなっている。当局が捜索令状を取得するのが従来よりも簡単になり、模倣者が得た利益が(権利者に与えられるのではなく)当局に没収される旨の規定も設けられている。

改正法案により提案された「2008 年模倣品取締法」の変更の一部は、懸念を喚起するおそれがあり、 慎重な検討が必要であると考えられる。

## ナイジェリア - 商標公報 4 冊が新たに刊行

ナイジェリア当局の商標公報刊行が散発的であるという事実については、過去に本ニュースレター(第29号)でお伝えした。2018年1月30日には、6冊の商標公報が同時に刊行されている。2018年4月24日、当局はさらに4冊の公報を刊行した。その結果として、今度もまた短期間に大量の異議申立が提起される一方で、大量の登録証が発行される可能性が高い。

## ウガンダー マラケシュ条約への加盟

ウガンダはすでにマラケシュ条約への加盟書の預託を済ませており、同条約は 2018 年 7 月 23 日をもってウガンダ国内で発効する。マラケシュ条約とは、視覚障害者に著作物を利用する機会を与えるために著作権の例外規定および制限を設けることを締約国に要求する条約である。





# [特許庁委託] アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 32

[著者] Spoor & Fisher



## [発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 5645878 Email: dubai\_ipr@jetro.go.jp



2018年6月発行禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETROドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。